

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰記念式典(1) (閣議決定、関係省庁連絡会議)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43577

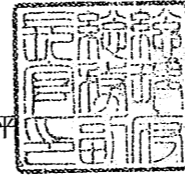
第二回会合

総沖準第 8 号

昭和 47 年 2 月 28 日 見米一課長

外務大臣官庁長 殿

沖繩復帰記念式典準備室長
総 理 府 総 務 副 長 官
栗 山 廉 平



沖繩復帰記念式典準備連絡協議会の開催について
第二回の標記連絡協議会を、下記により開催しますので、
御出席願います。

記

- 1. 日 時 3 月 3 日 (金) 午後 2 時
- 1. 場 所 5 階特別会議室
- 1. 議 題 沖繩復帰記念式典開催の準備について

(注) 3/3 今議場で行手 (北平)



官房長 ~~儀典長~~
官房総務参事官 ~~儀典官~~
官房書記官 ~~儀典官~~

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄復帰記念式典に関する会議の開催通知

47. 2. 25
北米第一課

総理府沖縄復帰記念式典準備室(近藤才助官
渉外担当)より、本件会議を下記のとおり開催

する旨連絡した。

1. 3月1日(火) 午後2時
於 総理府5階特別会議室

総理府本部連絡会議(別添2月18日付
沖縄復帰記念式典開催準備について)

深田北米第一課長の出席をお願いする。

2. 3月2日(水) 午後2時

於 総理府5階特別会議室
沖縄復帰記念式典に関する各省連絡会議

(注) 2/28
訂正資料準備あり。

GA-6 (注) 本件会議の構成メンバーは各省の官房長外務省
3738 であるが、外務省よりは深田北米第一課長の出席をお願いする。



沖縄復帰記念式典開催の準備について

昭和47年2月/8日
沖縄復帰記念式典準備室長決裁

昭和47年/月/8日閣議口頭了解に基づく沖縄復帰記念式典の開催準備は、下記により、進めることとする。

なお、沖縄那覇市会場における式典については、返還式との関係で、今後なお検討を進めることとする。

記

1. 主催・名称

式典は、沖縄復帰記念式典と称し、内閣主催により行なう。

2. 日時・場所

- (1) 式典は、沖縄復帰の日当たる昭和47年5月/5日、日本武道館において行なう。
- (2) 式典は、午前/0時30分開始とし、/時間以内程度とする。ただし、当日、沖縄返還式が行なわれる場合は、その終了後に開始する。

3. 参列者

- (1) 式典は、天皇・皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、約/万人の参加を得て実施する。

- (2) 式典には、皇族、衆・参両院議長、最高裁判所長官、沖縄県代表、アメリカ合衆国政府代表の参列を求めるほか、各界、各層、各世代から広く参列者を得られるよう配慮する。

- (3) 式典参列者の内訳は、おおむね次のとおりとする。

ア 官公署関係	2,000人
イ 民間関係	5,000人
ウ 沖縄関係	1,000人
エ 青少年代表	2,000人

4. 式典委員等

- (1) 式典の円滑な運営を図るため、式典委員長、同副委員長、委員及び幹事を置く。
- (2) 式典委員長は内閣総理大臣とし、副委員長委員は、全国務大臣及び沖縄関係識者に内閣総理大臣が委嘱する。
- (3) 幹事は、関係省庁及び琉球政府の職員に内閣総理大臣が委嘱する。

5. 式典の演出

- (1) 式典の演出に当たっては、厳粛な中にも、沖縄復帰に対する全国民の喜びを表現できるよう特に配慮する。

(2) このため、演出及び司会については、民間の専門家を委嘱する。

6. 式典当日の祝意表示

- (1) 各省庁においては、式典当日、国旗を掲揚するとともに、当日の午後は公務に支障のない範囲において職員が勤務しないことを各省庁の長が認めることができるよう配慮する。
- (2) 各地方公共団体、学校、会社、その他一般においても、同様の方法により記念の趣旨にそうよう協力方を要望する。

7. その他

- (1) 式典参列者には、沖縄地図及び「時の動き」（県勢の概要復帰に至るまでの経緯、復帰対策の概要等の特集）を当日配布する。
- (2) 沖縄復帰を記念し、式典参列者及び沖縄県の小中学校児童生徒に記念品を配布する。
- (3) 沖縄復帰の全国民への周知を図り、これを祝賀するポスターを作成し、掲示する。
- (4) 式典の様相を収録し、過去の沖縄関係記録フィルムと合製した記録映画を作製する。

秘
無期限

官房総務参事官

官房書記官

儀典官
儀典官

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

米2回沖繩後帰記念式典準備連絡の肉俵

47. 3. 3
北米才一課

3日午後、総理府特別会議室において本件会議が
開催されたこと、その概要次のとおり。(当方より)

深田北米才一課長他一名出席)

1. 関係者出席者

総理府

栗山準備室長

小田審議室長 (準備室次長)

吉岡管理室長 (同上)

GA-5

外務省

3788

岡田対策片総務部長 (準備室次長)

大蔵省 清水補佐 (官房)

文部省 沢田副長 (官房)

厚生省 大野補佐 (人事課)

郵政省 石丸補佐 (文書課)

自治省 尾形補佐 (官房総務課)

防衛省 田中補佐

環境省 菅野秘書課長

琉球政府轉事務所 大嶽所長

2. 会議内容

沖繩後帰記念式典準備室担当官より、(1) 後帰記

念式典の実施、(2) 式次第、(3) 参加者推せん基準等

(4) 参加者用記念品関係等についてそれぞれ説明が

あった。(別添資料参照)

GA-6

外務省

字
大
沖
地
(23)

3. 渉外関係

当方の説明を求められたので、深田課長より次

のとおり説明しておいた。

(1) 協定批准書交換式

3月15日の批准書交換式に、^{本國}米政府の代表を招くことは考えている。なお、沖縄にはラポート

高等弁務官が出席する^{の語もあるが未確定であ}ると承知している。^(注. ラポートは上乗しな...と云うが)
(2) 復帰記念式典

(1) 米側は式典関係までには未だ時間があるとしており、本件式典に派遣する要人については

^(いづれにせよ米側代表が)
~~結~~ 決論が出ていない模様である。大統領のメッセージを伝える^{ことは考慮中}が、~~決~~ 決意が定まらない。

^{おもしろい。}
あると承知している。^{レポート}
(2) ~~米側の沖縄代表~~高等弁務官は、5月15日

には資格が変わるので、日本側の式典に参加するかどうか未定である。

(1) 米側は、^{7=おける施政権の返還は、植民地の独立}沖縄が日本に返還された後も~~米側の~~基地が存続する~~ことでもあり、米側は返還~~
~~式の執行~~式を行なうことを考えている。

4 記念式典挙行に關する内閣決定

3月15日批准書交換式終了後、なるべく早い^(3月17日か改めれる)内閣に決まることとした。

5. 参列者推せん基準

東京の式典参列者は10,000人、那覇の式典参列者は2,500人を考えているが、関係各府庁の参列者推せんについては近く会議を内閣調整することとした。

米側は米政府の代表を招く

沖縄復帰記念式典準備連絡協議会

会議資料

- 1. 沖縄復帰記念式典の実施について 別紙1
- 2. 沖縄復帰記念式典の案 (試案) 別紙2
- 3. 沖縄復帰記念式典参列者推せん基準 (試案) 別紙3
- 4. 沖縄復帰記念式典参列者用記念品取柄 別紙4



沖縄復帰記念式典の実施について

(昭和47年3月17日)
閣議決定案

「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との

間の協定の批准書交換によって、沖縄の復帰が昭和47年5月15日

に実現することが確定したので、これを全国民あげて祝賀し、記念

するため下記により沖縄復帰記念式典を挙げる。

記

1. 式典は昭和47年5月15日(月)東京都(日本武道館)および那覇

市(那覇市民会館)において各界

代表青少年等の参加を得て行
なう。

2. 東京都における式典には、
天皇皇后両陛下の御臨席を仰
ぐこととする。

3. 各省庁においては、式典当日
国旗を掲揚するとともに当日
の午後は公務に支障のない範
囲内において職員が勤務した
いことを各省庁の長が認める
ことができるよう配意するも
のととする。

4. 前項については、各地方公共
団体、学校、会社、その他一般にお

いても同様の方法により、記念
の趣旨にそうよう協力方を要
望する。

5. 式典の円滑な運営をはかる
ため、式典委員長、同副委員長、委
員および幹事を置く。
式典委員長は内閣総理大臣
とし、副委員長、委員および幹事
は内閣総理大臣が委嘱する。

秘

別紙

沖縄復帰記念式典しだい(試案)

東京会場	那覇会場
天皇皇后両陛下御臨席	開式のことば
開式のことば	君が代斉唱
君が代斉唱	日本政府代表式辞(総務長官)
内閣総理大臣式辞	黙とう
黙とう	天皇陛下のおことば(放送)
天皇陛下のおことば	県知事挨拶
米国代表祝辞	衆議院代表挨拶
衆議院議長祝辞	米国代表祝辞
参議院議長祝辞	衆議院代表祝辞
最高裁判所長官祝辞	参議院代表祝辞
沖縄県代表挨拶	最高裁判所代表祝辞
青少年代表(2人)決意表明	全国地方公共団体代表祝辞
ばんざい三唱	青少年代表(2人)決意表明
天皇皇后両陛下御退席	ばんざい三唱
閉式のことば	閉式のことば
(所要時間 35分)	(37分)

沖繩復興記念式典参列者推选人基準(試案)

東京 会場

那覇 会場

皇室関係	/
2. 立法機関	2. 立法機関
(1) 衆参両院議長 副議長夫妻	(1) 立法院議長 夫妻
(2) 国会議員(國務大臣及び政務次官を除く)	(2) 立法院議員
(3) 事務局(国会図書館を含む)の部長以上並にこれに準ずる者	(3) 事務局の部長以上並にこれに準ずる者
(4) その他事務局職員のうち了了した者	(4) その他事務局職員のうち了了した者
3. 行政機関	3. 行政機関
(1) 國務大臣夫妻	(1) 行政主席夫妻
(2) 認証官部長以上並にこれに準ずる者	(2) 部長以上並にこれに準ずる者
(3) その他職員のうち了了した者	(3) その他職員のうち了了した者
4. 司法機関	4. 司法機関
(1) 最高裁判所判事夫妻	(1) 高等裁判所首席判事夫妻
(2) 認証官 部長以上並にこれに準ずる者	(2) 判事部長事務局長以上並にこれに準ずる者
(3) その他職員のうち了了した者	(3) その他職員のうち了了した者
5. 地方公共団体	5. 地方公共団体
(1) 都道府県知事並に同議会議長	市町村長並に市町村議会議長
(2) 全国市長会会長並に同議会議長	
(3) 全国町村協会会長並に同議会議長	
6. 民間関係	6. 民間関係
(1) 特殊法人の総裁副総裁 理事長 副理事長等	(1) 公社等の機関の長及び次席等
(2) 次の各号の一に該当するもの ア 各界に大いなる代表的な立場にあるもの	(2) 次の各号の一に該当するもの ア 各界に大いなる代表的な立場にあるもの

総 理 府

昭和三十八年三月三十一日

11/15

102

東京会場	那覇会場
<p>1. 下記の者で招待することか ふさわしい者</p> <p>(注) 上記に入れば、次に掲 げられたに該当し招待すること がふさわしい者であること。 政治、経済、文化等の分野で 沖縄の発展の為に著しい活躍 をしていいる者。 沖縄復興の為に特に功績のある者。 沖縄復帰の為に貢献のあった者。</p>	<p>1. 下記の者で招待することか ふさわしい者</p> <p>(注) 上記に入れば、次に掲 げられたに該当し招待すること がふさわしい者であること。 沖縄の政治、経済、文化等の分野 で著しい活躍をしていいる者。 沖縄復興の為に特に功績のある者。 沖縄復帰の為に貢献のあった者。 (過去の戦害による傷病者及び 戦没者の遺族の中で特に招待が ふさわしい者。)</p>
<p>2. 沖縄代表 (沖縄からの参加者及び 青少年代表 (含む))</p>	<p>2. 教育関係</p> <p>(1) 小中高等学校等の校長、代表者及び大学の 学部長以上 (2) 中央教育委員会委員 (3) その他招待することかふさわしい者</p>
<p>3. 青少年代表</p> <p>② 外交関係</p> <p>(1) 在日米大使(夫妻) (2) 在日米大使館関係者で招待することか ふさわしい者() (3) 在日外交団長() (4) その他招待することかふさわしい者()</p> <p>10. 報道関係 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国 報道関係等の代表</p>	<p>3. 青少年代表</p> <p>③ 沖縄に在留外国人関係</p> <p>(1) 米政府機関関係者(夫妻) (2) その他米機関関係者で招待すること かふさわしい者()</p> <p>10. 報道関係 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国 報道関係等の代表</p> <p>11. 本土政府等関係 (1) 本土政府からの参加者</p>

1103

東京会場

那覇会場

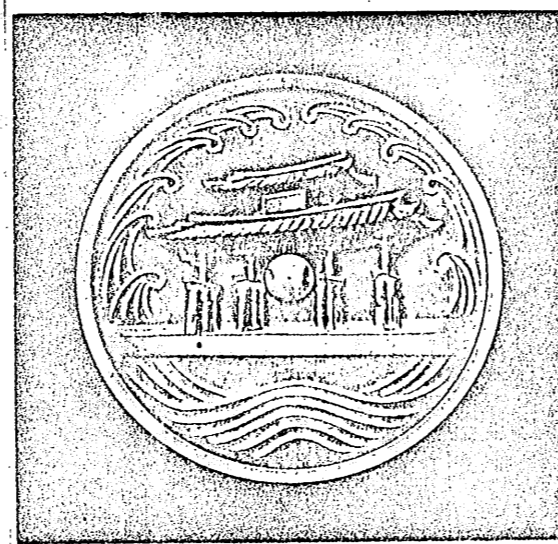
(2) 沖縄事務局及び復帰準備委員会課長相当以上

11. その他

(1) 元内閣総理大臣、元衆参両院議長、元最高裁判所長官及び参事

12. その他

(1) 元行政主席、元立法院議長、元高等裁判所首席判事、各大学教授



昭和47年5月15日
沖縄復帰記念

内閣

117917

5/15
47